

改正後	改正前
<p>(1)、(2) (省略)</p> <p>(3) 価格等の異なる同種かつ同質の油（原則として同一税番、同一税率、同一統計番号に属するもので、かつ、商品的にも同種のもの。ただし、原油又は重油については商慣習上同種のもの（関税暫定措置法第 9 条に規定する同法別表第 1 第 2710.19 号の 1 の(3)の A の(b)及び第 2710.20 号の 1 の(4)の A の(b)に該当する農林漁業用重油にあつては同条の規格の範囲内のものに限り。）として取引される場合で、かつ、取締上特に支障がないと認められる場合は、税率又は統計番号の異なるものでもよい。）を保税タンクに同時蔵置し、これを当該保税タンクより蔵出輸入する場合</p> <p>(A) 蔵入れの数量及び価格 新たに油を同時蔵置する前後に保税タンクの油の数量を実測して蔵入数量を決定する。 蔵入価格は、新たに蔵入れしたときに(2) - (A) - (イ)により算出した価格とする。</p> <p>(B) 蔵出しの数量及び価格 (2) - (A) - (ロ)の方法による。 なお、新たに油を移入れし同時蔵置する場合に、既存の油に欠減があれば、その分の関税は直ちに徴収する。ただし、その欠減が僅少な場合は、この調整を便宜次の蔵出しの際に行っても差し支えない。</p> <p>(C) 保税運送を経た後の蔵入れ又は保税蔵置場より保税工場への移入れの際の数量現品の密度により算出した重量による。</p> <p>(4)～(10) (省略)</p>	<p>(1)、(2) (同左)</p> <p>(3) 価格等の異なる同種かつ同質の油（原則として同一税番、同一税率、同一統計番号に属するもので、かつ、商品的にも同種のもの。ただし、原油又は重油については商慣習上同種のもの（関税暫定措置法第 9 条に規定する同法別表第 1 第 2710.19 号の 1 の(3)の A の(b)の(1)に該当する農林漁業用重油にあつては同条の規格の範囲内のものに限り。）として取引される場合で、かつ、取締上特に支障がないと認められる場合は、税率又は統計番号の異なるものでもよい。）を保税タンクに同時蔵置し、これを当該保税タンクより蔵出輸入する場合</p> <p>(A) 蔵入れの数量及び価格 新たに油を同時蔵置する前後に保税タンクの油の数量を実測して蔵入数量を決定する。 蔵入価格は、新たに蔵入れしたときに(2) - (A) - (イ)により算出した価格とする。</p> <p>(B) 蔵出しの数量及び価格 (2) - (A) - (ロ)の方法による。 なお、新たに油を移入れし同時蔵置する場合に、既存の油に欠減があれば、その分の関税は直ちに徴収する。ただし、その欠減が僅少な場合は、この調整を便宜次の蔵出しの際に行っても差し支えない。</p> <p>(C) 保税運送を経た後の蔵入れ又は保税蔵置場より保税工場への移入れの際の数量現品の密度により算出した重量による。</p> <p>(4)～(10) (同左)</p>